

日本国農林水産省と国連工業開発機関の共同宣言（仮訳）

署名者

農林水産省
輸出・国際局長
杉中 淳

国連工業開発機関（UNIDO）
SDG 革新・経済移行局長
グンター・ベーガー

日本・東京に本部を置く農林水産省（以下「MAFF」という。）は、イノベーションを通じて世界の食料安全保障並びに生産的で強じんかつ持続可能な農業・食料システムを達成することを使命とし、農林水産省は、開発途上国及び経済移行国が持続可能で強じんかつ生産的な方法で農業・食料システムを変革することを支援するための様々な国際協力の取組に従事してきた。

本部をオーストリア・ウィーンに置く国連工業開発機関（以下「UNIDO」という。）は、国連の専門機関として、包摂的かつ持続可能な産業開発の分野における国連システムのすべての活動を調整する上で中心的な役割を有し、また、共有された繁栄を創出し、経済競争力を増進し、環境を保護し、並びに知識及び制度を強化するという4つの戦略的優先事項の枠内で、世界的、地域的及び国家的並びに部門別のレベルにおける産業開発及び協力を促進している。

農林水産省及び国際連合工業開発機関は、それぞれの機能及び活動が補完的かつ相互に支援的である分野における連携の価値を認識し、アグリビジネスの持続可能な発展を通じて世界の食料安全保障並びに生産的で強じんかつ持続可能な農業・食料システムを達成するため、この共同宣言の枠内で協力することを希望する。

よって、署名者は、次のとおり宣言する。

I 目的

1. MAFF 及び UNIDO（以下、個別には「一方」、これら2機関を総称して「両者」という。）は、次の共通の目的を達成するため、相互に関心を有する事項について緊密に協力し、かつ、相互に協議することに合意する。

- (a) 革新的かつ手頃な価格の技術及びアプローチを通じて、生産段階から加工及び流通段階までの生産的で強じんかつ持続可能な農業及び食料のバリューチェーンを強化する。
- (b) アグリビジネス開発のための革新的かつ手頃な価格の技術及びアプローチを活用した戦略的インフラを開発し、改善する。
- (c) アグリビジネスへの投融資を拡大する。
- (d) イノベーション、知識交換及び国際協力を通じてアグリビジネス部門のグリーン・トランスフォーメーションを促進する。

2. 両者は、前記の目的を実施するため、共同宣言の事項に沿った共同及び協調の協力を通じて誠実に協力することに同意する。

II 協力の分野

1. 両者は、UNIDO の政策決定機関により承認された作業計画及び特定の事業に関する事業文書の締結に従い、次の分野において協力することに同意する。

- (a) 生産的で強じんかつ持続可能な農業・食料システムのための制度改革及び能力開発
- (b) 灌漑施設及び付属施設を含む気候変動に配慮した農業投入材及びインフラ
- (c) 付加価値の高い加工・包装産業の発展
- (d) 食品サプライチェーン全体における食品ロス及び廃棄物の削減
- (e) 食品の品質、安全性、栄養及び健康的な食事
- (f) 農業及び食品物流の開発及びサプライチェーン管理
- (g) 生産的で強じんかつ持続可能な農業・食料システムへの民間部門の関与及び投資の増加
- (h) 持続可能な漁業管理と養殖
- (i) 持続可能な森林経営と森林に基づくバリューチェーン
- (j) バイオマスとバイオベースの資源の持続可能な利用を通じたバイオエコノミーの促進
- (k) 気候レジリエンスと生態系回復のための自然由来の解決策
- (l) 持続可能な農工業団地と関連インフラ開発

2. 両者は、共同宣言が共同宣言の対象となる活動に関していかなる排他性も付与しないこと、及び他の参加者と同様の活動について協力することができることに同意する。
3. 協力の分野は、両者の書面による合意により随時修正することができる。

III 協力の方法

1. 両者は、共同宣言を実施するため、共同して又は相互に同意した場合には個別に、次の非排他的な方法を追求する。

- (a) 協議及び情報交換を含む技術レベル及びハイレベルの双方における定期的かつ合理的な戦略対話を開催する。
- (b) 協力を促進及び強化するため、適当な状況において共同の行事及び会合を開催する。
- (c) 相互に関心を有する分野における知識の交換、革新及びパートナーシップの発展を促進するため、テーマ別の行事、政策対話、ワークショップ及び会議を共催する。
- (d) 日本のアグリビジネス及び関連する研究機関を含む **MAFF** と **UNIDO** の共同協力プロジェクトを開発し、実施する。
- (e) 職員の出向及び人材交流プログラムへの **MAFF** の専門家の参加を促進する。
- (f) **UNIDO** 東京事務所と緊密に連携して上記の活動を推進する。

2. 両者は、プロジェクトレベルでの協力を実施するために必要なその後の取決めの条件について誠実に交渉する。かかる取決めは、共同宣言の詳細並びに **UNIDO** の規制、規則、指示、指令及び手続に沿ったものとする。

3. 共同宣言のいかなる規定も、一方に対し、他方の知的財産に関する実施権又は許可を与えるものと解釈してはならない。両者の協力から生ずる又はそれに関連する知的財産権は、両者間の別個の取決めの対象となる。

IV 情報及び文書の交換：フォーカル・ポイント

1. 両者は、特定の情報及び文書の秘密性を保持するために一方が必要とみなす制限及び取決めに従うことを条件として、関連する情報及び文書の交換を行うことに同意する。

2. 両者のすべてのコミュニケーションを調整し、共同宣言の日々の実施を促進するため、以下のフォーカル・ポイントが指定されている。

(a) 農林水産省
輸出・国際局国際戦略グループ長
住所：東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：+81-3-3502-8111

(b) UNIDO
アグリビジネス・インフラ開発部長
住所：Vienna International Centre, Wagramer Strasse 5
P.O. Box 300, A-1400 Vienna, Austria
電話：+43-1-26026-3477

V 公表：UNIDO の名称、記章、公印

1. 両者とも、共同宣言に関するプレスリリースを発出し、又は公表することができる。ただし、プレスリリースを発出する前に、MAFF は、審査及び承認のため、まず UNIDO にプレスリリースの草案を提供する。

2. MAFF は、UNIDO の名称、記章及び公印を商業目的で使用する事が厳格に禁止されていることに同意する。UNIDO の名称又は記章の使用の要請は、UNIDO が定めるそのような使用のための条件及び UNIDO の名称、記章及び公印の保護及び使用に関する UNIDO の方針に沿ったものとする。

VI 財政事項

1. 共同宣言は、両者の財政上の義務を定めるものではない。
2. 共同宣言に掲げる活動及び事業の実施は、必要な資金の利用可能性に依存し、かつ、UNIDO の規制、規則、指示、指令及び手続に従って行われる。

VII 特権及び免除

共同宣言のいかなる規定も、明示的であると黙示的であるとを問わず、UNIDO の特権及び免除の放棄とはみなされない。

VIII 準拠法及び紛争の解決

1. この共同宣言は、いかなる単一の国内法制度も排除して、法の一般原則に従って解釈される。
2. 両者は、共同宣言又は共同宣言に沿って行われた取決めから又はこれに関連して紛争、論争又は請求が生じた場合には、直接交渉を通じて当該紛争を速やかに解決するよう最善の努力を払う。

3. 一方が紛争の性質及びその是正のためにとるべき措置を他方に通知した日から 60 日以内に解決されない紛争は、両者の事務局長又はその正当に授権された代表者の間の協議により解決される。

IX 最終事項

1. 共同宣言は、両者の授権された代表者による署名の時に開始される。

2. 共同宣言は、両者による署名の日から最初の 4 年間存続し、廃止されるまで同様の 4 年間自動的に更新される。

3. 共同宣言は、両者の書面による同意によってのみ変更、修正又は補足することができる。

4. 両者は、書面による同意によって共同宣言を廃止することができる。一方は、他方に対して 6 か月前に書面による予告を与えることにより、理由のいかんを問わず、いつでも共同宣言を中止することができる。中止の場合には、中止が既に進行中の従前の約束、事業又は活動に影響を及ぼさないことを確保するための措置がとられる。

以上の証拠として、下記の、正当に任命された日本国農林水産省及び国連工業開発機関のそれぞれの代表者は、英語及び原本二通により、次の日付及び場所においてこの共同宣言に署名した。

2026 年 5 月 29 日、日本・東京において署名

農林水産省輸出・国際局長
杉中 淳

国連工業開発機関 (UNIDO)
SDG 革新・経済移行局長
グンター・ベーガー